# 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成十五年政令第二百五十二号）

#### 第一条（指定行政機関）

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

* 一  
  内閣府
* 二  
  国家公安委員会
* 三  
  警察庁
* 四  
  金融庁
* 五  
  消費者庁
* 六  
  総務省
* 七  
  消防庁
* 八  
  法務省
* 九  
  出入国在留管理庁
* 十  
  公安調査庁
* 十一  
  外務省
* 十二  
  財務省
* 十三  
  国税庁
* 十四  
  文部科学省
* 十五  
  スポーツ庁
* 十六  
  文化庁
* 十七  
  厚生労働省
* 十八  
  農林水産省
* 十九  
  林野庁
* 二十  
  水産庁
* 二十一  
  経済産業省
* 二十二  
  資源エネルギー庁
* 二十三  
  中小企業庁
* 二十四  
  国土交通省
* 二十五  
  国土地理院
* 二十六  
  観光庁
* 二十七  
  気象庁
* 二十八  
  海上保安庁
* 二十九  
  環境省
* 三十  
  原子力規制委員会
* 三十一  
  防衛省
* 三十二  
  防衛装備庁

#### 第二条（指定地方行政機関）

法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

* 一  
  沖縄総合事務局
* 二  
  管区警察局
* 三  
  総合通信局
* 四  
  沖縄総合通信事務所
* 五  
  財務局
* 六  
  税関
* 七  
  沖縄地区税関
* 八  
  地方厚生局
* 九  
  都道府県労働局
* 十  
  地方農政局
* 十一  
  北海道農政事務所
* 十二  
  森林管理局
* 十三  
  経済産業局
* 十四  
  産業保安監督部
* 十五  
  那覇産業保安監督事務所
* 十六  
  地方整備局
* 十七  
  北海道開発局
* 十八  
  地方運輸局
* 十九  
  地方航空局
* 二十  
  航空交通管制部
* 二十一  
  管区気象台
* 二十二  
  沖縄気象台
* 二十三  
  管区海上保安本部
* 二十四  
  地方環境事務所
* 二十五  
  地方防衛局

#### 第三条（指定公共機関）

法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

* 一  
  国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
* 二  
  国立研究開発法人建築研究所
* 三  
  独立行政法人国立病院機構
* 四  
  国立研究開発法人産業技術総合研究所
* 五  
  独立行政法人情報処理推進機構
* 六  
  国立研究開発法人情報通信研究機構
* 七  
  国立研究開発法人森林研究・整備機構
* 八  
  国立研究開発法人水産研究・教育機構
* 九  
  国立研究開発法人土木研究所
* 十  
  国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
* 十一  
  独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
* 十二  
  国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
* 十三  
  独立行政法人水資源機構
* 十四  
  国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
* 十五  
  日本銀行
* 十六  
  日本赤十字社
* 十七  
  日本放送協会
* 十八  
  広域的運営推進機関
* 十九  
  東日本高速道路株式会社
* 二十  
  首都高速道路株式会社
* 二十一  
  中日本高速道路株式会社
* 二十二  
  西日本高速道路株式会社
* 二十三  
  阪神高速道路株式会社
* 二十四  
  本州四国連絡高速道路株式会社
* 二十五  
  新関西国際空港株式会社
* 二十六  
  中部国際空港株式会社
* 二十七  
  成田国際空港株式会社
* 二十八  
  北海道旅客鉄道株式会社
* 二十九  
  四国旅客鉄道株式会社
* 三十  
  日本貨物鉄道株式会社
* 三十一  
  東京地下鉄株式会社
* 三十二  
  日本郵便株式会社
* 三十三  
  日本電信電話株式会社
* 三十四  
  東日本電信電話株式会社
* 三十五  
  西日本電信電話株式会社
* 三十六  
  海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十二条の十三第一項の指定海上防災機関
* 三十七  
  次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月二五日政令第二七七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

# 附則（平成一六年九月一五日政令第二七六号）

##### １

この政令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

##### ２

この政令の施行の日が海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第三条第四十号トの規定の適用については、同号ト中「第七条第一項」とあるのは「第七条」と、「同法第八条第一項に規定する船舶」とあるのは「不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事する船舶」と、「第二条第二項に規定する内航運送をする事業」とあるのは「第二条第三項に規定する内航運送業」とする。

# 附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一七年六月二四日政令第二二四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成一七年六月二九日政令第二二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

#### 第十六条（処分、申請等に関する経過措置）

この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

##### ２

この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

# 附則（平成一七年七月二一日政令第二四九号）

この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日政令第一五九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日政令第一六五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日政令第一六七号）

##### １

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一九年一月四日政令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

# 附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

# 附則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月一八日政令第二三一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附則（平成二一年八月一四日政令第二一七号）

##### １

この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成二四年三月二二日政令第五四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年七月二五日政令第二〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附則（平成二五年三月二九日政令第一〇四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成二五年九月二六日政令第二九二号）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成二六年二月一九日政令第三九号）

##### １

この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月一八日政令第七四号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年三月二七日政令第一二三号）

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年九月一八日政令第三二八号）

##### １

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）

##### １

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年一二月二八日政令第四四四号）

##### １

この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年一月二二日政令第一三号）

##### １

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年二月一七日政令第四三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月九日政令第五七号）

##### １

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三〇日政令第八六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月二六日政令第三九六号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附則（平成三一年三月一五日政令第三八号）

##### １

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。